

名張市介護予防・日常生活支援総合事業  
指定第1号通所事業

デイサービス 第2はなの里

《 重要事項説明書 》

令和 7年 4月 1日作成

名張市介護予防・日常生活支援総合事業  
指定第1号通所事業 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

デイサービス 第2はなの里

( 三重県指定 第 24A1300342号 )

当事業所はご利用者に対して指定第1号通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定を受ける予定の方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 こもはら福祉会  |
| (2) 法人所在地 | 三重県名張市西田原2000番地 |
| (3) 電話番号  | 0595-66-1234    |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 家里 英夫       |
| (5) 設立年月日 | 平成 11年 6月 3日    |

## 2. 事業の目的

自宅等で生活される、要支援状態の皆様にも、介護保険法の定める適正な介護予防通所介護サービスを提供し、在宅生活の自立の手助けをすることを事業の目的とします。

## 3. 運営方針

- ・当事業所は、利用される皆様が、自立した日常生活を営むことができるよう、さらにその利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な生活上の支援及び機能訓練等を行い生活機能の維持または向上を目指します。
- ・地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 4. 事業所の概要

事業所名	デイサービス 第2はなの里
事業所の所在地	三重県名張市百合が丘西5番町1番地
電話番号	0595-64-2525
管理者	山村 哲生
開設年月日	平成20年 7月 1日
利用定員	15名(通所介護の定員40名に含む)
設備	機能訓練室兼食堂 226.80㎡ 浴室 75.81㎡ 個人浴槽 … 手すり付き パーソナルケア浴槽 シャワー浴 … 座シャワー チェアーインバス 寝台式機械浴 トイレ 31.88㎡ 4か所
施設の行う他の事業	ユニット型指定介護老人福祉施設 ユニット型指定介短期入所生活介護事業 ケアハウス 第2はなの里

#### 5. 事業実施区域及び運営時間

(1) 事業の実施地域 原則として名張市内

(2) 営業日・及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (年末年始 12/30～1/3を除く)
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:40

#### 6. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(職員の配置については指定基準を遵守しています。)

職種	職員配置
1. 管理者	1名
2. 介護職員	12名(常勤専従6名・常勤兼務3名・非常勤専従3名)
3. 生活相談員	3名(常勤兼務3名)
4. 看護職員	3名(常勤兼務3名・非常勤兼務0名)
5. 機能訓練指導員	3名(常勤兼務3名・非常勤兼務0名)

## 7. サービス内容

### ① 利用提供時間における自立に向けた援助

ご利用者の身体状況をチェックし状態に合わせた排泄・入浴・食事などの援助および介助を行います。

### ② 送迎

自宅から施設、施設から自宅までの送迎を身体の状態に合わせておこないます。

### ③ 入浴

安全に安心して入浴できるよう見守り・介助をおこないます。

身体の状態に合わせて機械浴槽を使用し入浴することができます。

### ④ 食事

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

### ⑤ 排泄

ご利用者の身体能力に応じた形での排泄介助サービスを提供します。

### ⑥ 生活リハビリ・レクリエーション・機能訓練

- 折り紙や創作活動等の手作業で頭と指先の運動
- カラオケ等で気分転換と発声訓練
- 脳トレやゲーム、体操などの軽い運動で心身機能の維持向上
- 歩行訓練や体操等運動器機能向上のための訓練やスムーズな生活動作の支援
- コミュニケーション能力の維持向上

## 8. サービス利用に関する留意事項

### (1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担による現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

### (2) 喫煙

施設内、全館禁煙です。

### (3) 実習生の受け入れについて

当事業所では、福祉に関する専門職の養成に協力するという社会的な使命と、長期的な人材の確保並びに外部からの空気を取り入れることによる職員の意識向上等を目的として、大学および高校、福祉専門職養成機関、看護学校等からの実習生を受け入れます。その際にはご利用者のプライバシーに配慮し、個人情報に関する守秘義務を徹底した上で受入れますのでご理解をお願いいたします。

## 9. 非常災害対策

利用者の安全を確保するため、非常災害対策に関する具体的な計画を立て、サービスご利用中に事故などでご迷惑をおかけしないよう、また非常災害時に適切に対応できるよう職員の研修と避難訓練を行います。

職員研修 …… 年2回以上の施設内研修及び随時の外部研修

避難訓練 …… 年2回以上

## 10. 利用料金（介護保険対象のサービス料金）

利用料金は利用者の要介護度に応じて異なります。

要介護度	要支援 1（月5回）	要支援 2（月9回）
サービス単価	1,798	3,621
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88	176
科学的介護推進体制加算	40	40
合計	1,926	3,837
介護職員処遇改善加算Ⅰ（1000分の92）	177	353
利用料合計単位数	2,103	4,190
利用料金額（合計単位数×地域区分）	21,324円	42,487円
利用者負担（1割）のめやす（円）	2,132円	4,248円

（1単位＝10.14円 名張市 地域区分）

※上記表の一月あたりの利用料金は、計算上、端数処理をして表示しためやすとなっています。

※要支援1の方は月5回利用された場合、要支援2の方は月9回利用された場合のめやすです。

それぞれ月4回以内の場合は436単位/日、月8回以内の場合は447単位/日となります。

※一定以上の所得者の方は利用者負担が2割または3割となります。負担割合証をご参照下さい。

※指定通所介護事業所と同一建物に居住する利用者については所定単位数から

要支援1の方は376単位を、要支援2の方は752単位を減じた単位数で算定します。

★暴風警報・暴風雪警報・特別警報発令の場合、通所介護サービス中止による介護報酬算定については当初計画していた回数分の利用料を算定する事とします。

## その他（介護保険対象外のサービス料金）

○食費 600円（おやつ代を含む）

○日常生活上必要となる諸経費実費

おむつ・パット代：実費 医薬品・医薬材料代：実費

## 11. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、利用者が指定した金融機関からの口座振替となります。

## 12. 取り消し料

当日キャンセルの場合、食費をお支払いいただきます。

## 13. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ① ご利用者の安全に配慮します。
- ② ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ③ ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ④ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑤ 身体拘束排除に向け施設が一体となり取り組みます。

## 14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

加入保険 …… 全国社会福祉協議会の「社会福祉施設総合損害補償」 加入  
使用する全車両が「東京海上日動火災保険(株)自動車保険」 加入

## 15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了日の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

なお、正当な理由なくキャンセルをしばしば繰り返した場合、またはおおむね1か月以上ご利用がない場合は、いったん利用者登録を抹消させていただくことがあります。その場合の再利用は新規登録扱いとなります。

## 16. 苦情・相談窓口

### (1) 当事業所における苦情・相談の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

受付担当者	福西裕子 ・ 福本裕弥 ・ 原田 恵子
受付時間	8:30 ～ 17:30（休日を除く）
電話番号	0595-64-2525
FAX番号	0595-64-1117
第三者委員	中嶋 俊子      0595-65-3556
	山口 信子      0595-65-3195
苦情解決責任者	施設長 山村 哲生

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

名張市役所高齢者・障害者支援室    0595-63-7599

三重県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会    059-224-8111

国民健康保険団体連合会    059-213-6500 ・ FAX 059-222-4166

# 重要事項説明確認書

令和 年 月 日

指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス 第2はなの里

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービス内容について理解し指定介護  
予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

(利用者は署名ができないため、本人の意思を確認の上、代理署名とします。)

代理人 住所

氏名

(利用者との続柄 )

\*この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用者  
又はその家族等への重要事項説明のために作成したものです。